

第1回 福光地域統合小・中学校設置協議会

日時：令和8年6月25日（木）19時00分

場所：南砺市役所 別館3階大ホール

1 教育長挨拶

2 福光地域統合小・中学校設置協議会の設置について

(1) 協議会の概要、部会の概要について … 資料1

(2) 全体スケジュールについて … 資料2

(3) 福光地域統合小・中学校設置協議会設置要綱について … 資料3

3 組織について

(1) 委員の委嘱について … 資料4

(2) 委員長及び副委員長の選出

4 委員長挨拶

5 協議事項について

(1) 校名案の選定手順について … 資料5

6 第2回設置協議会について

令和8年8月 日 19時～（会場：南砺市役所 別館3階大ホール）

※日時は、今後調整

7 副委員長挨拶

福光地域の学校統合に関する提言書

令和 8 年 3 月

福光地域学校統合検討委員会

提 言

第Ⅱ期南砺市立学校のあり方検討委員会から「南砺市立学校のあり方に関する提言」がなされたことを受け、令和6年10月に「福光地域学校統合検討委員会」を設置しました。

本委員会では、福光地域の3小学校・2中学校の現状等を踏まえた上で、各地域や各種団体からの意見を聞き取りながら、福光地域における小学校及び中学校の統合の方向性について協議してきました。

それぞれの地域に深く根差してきた学校の統合に対する考え方や思いは様々であり、それらを統一することは、非常に難しいものでした。しかしながら、本委員会では、今を生きる福光地域の子どもたちにとってより良い教育環境を追求することを第一に考えてきました。

そのことを念頭に、計8回にわたる協議・検討を経て、本委員会からは「①統合の時期」、「②統合後の学校数」及び「③統合校の校舎」について、次のとおり提言を取りまとめるに至りました。

本提言に示した考え方を最大限に尊重し、学校を取り巻く環境も変化するなかでも、未来を担う福光地域の子どもたちにより良い教育環境を整備し、より一層充実した教育が実施できるようになることを願い、ここに提言します。

令和8年3月18日

福光地域学校統合検討委員会

委員長 齋藤 史朗

副委員長 得能 金市

記

【1 統合の時期】

小学校・中学校ともに令和10年4月1日に統合する。

(決定理由)

- ・小学校は、子どもの教育環境や、福光南部小学校で複式学級が編制される見込みを考慮し、令和10年4月1日に3校一斉に統合する。中学校は、統合が差し迫った課題であることを踏まえ、最短で統合が可能である時期として、令和10年4月1日とした。

【2 統合後の学校数】

小学校1校・中学校1校とする。

(決定理由)

- ・小学校、中学校ともに、通学対策を充実させることを前提に、子どもたちが多様な人間関係や活動機会のなかで学んで成長することが大切であり、そのためには、地域全体でそれぞれ1校に統合することが最適である。

【3 統合校の校舎】

統合小学校の校舎は、現在の「福光中部小学校」の校舎とする。

統合中学校の校舎は、現在の「吉江中学校」の校舎とする。

(全般)

- ・従来の校区を考慮し、かつ、福光地域全体で子どもを育てるという観点から、現在の福光中学校区、吉江中学校区に1校ずつ配置する。

(福光中部小学校の選定理由)

- ・長寿命化工事やグラウンド改修工事を終えてから日が浅く、校舎や設備が比較的新しい。また、通常学級や特別支援学級の教室確保に余裕がある。

(吉江中学校の選定理由)

- ・公共交通でのアクセスが良く、特認校制度等の他地域からの通学も容易である。また、学校施設はコンパクトで、維持管理を行いやすい。

【福光地域学校統合検討委員会 検討過程】

令和6年	10月	4日	福光地域学校統合検討委員会を設置
			第1回委員会
			・統合を進める方針を確認 ・今後の進め方として、「統合の方法」、「統合校の校舎」、「統合時期」の順に、三段階で検討する方針を確認
	12月	2日	第2回委員会
			・事務局から、学校統合案として3パターンを提示
令和7年	1月23日		福光東部小学校区で「学校統合検討案説明会」の開催
	1月24日		福光中部小学校区で「学校統合検討案説明会」の開催
	1月25日		福光南部小学校区で「学校統合検討案説明会」の開催
	3月26日		第3回委員会
			・学校統合のパターンを、「小学校1校・中学校1校」と「小学校2校・中学校1校」の2案に絞って検討を進めることを確認 ・検討する順番を「統合時期」、「学校数」、「使用する校舎の決定」の順に変更することを確認
	6月17日		第4回委員会
			・小学校、中学校ともに、統合時期を令和10年4月1日とすることで合意
	8月	6日	第5回委員会
			・統合後の学校数は、小学校、中学校ともに1校ずつとすることで合意
	10月14日		第6回委員会
			・福光南部小学校の統合時期は、令和10年4月1日とすることを確認 ・統合校の使用する校舎について協議
	11月10日		第7回委員会
			・統合小学校の校舎は福光中部小学校、統合中学校の校舎は吉江中学校のものを使用する方向で進めていくことを確認
令和8年	1月23日		第8回委員会
			・統合小学校の校舎は福光中部小学校、統合中学校の校舎は吉江中学校のものを使用することで合意 ・提言書の内容について協議 ・「設置協議会」の設置の方向性について意見交換
	3月18日		南砺市立学校のあり方に関する提言書を提出

【福光地域学校統合検討委員会 委員】

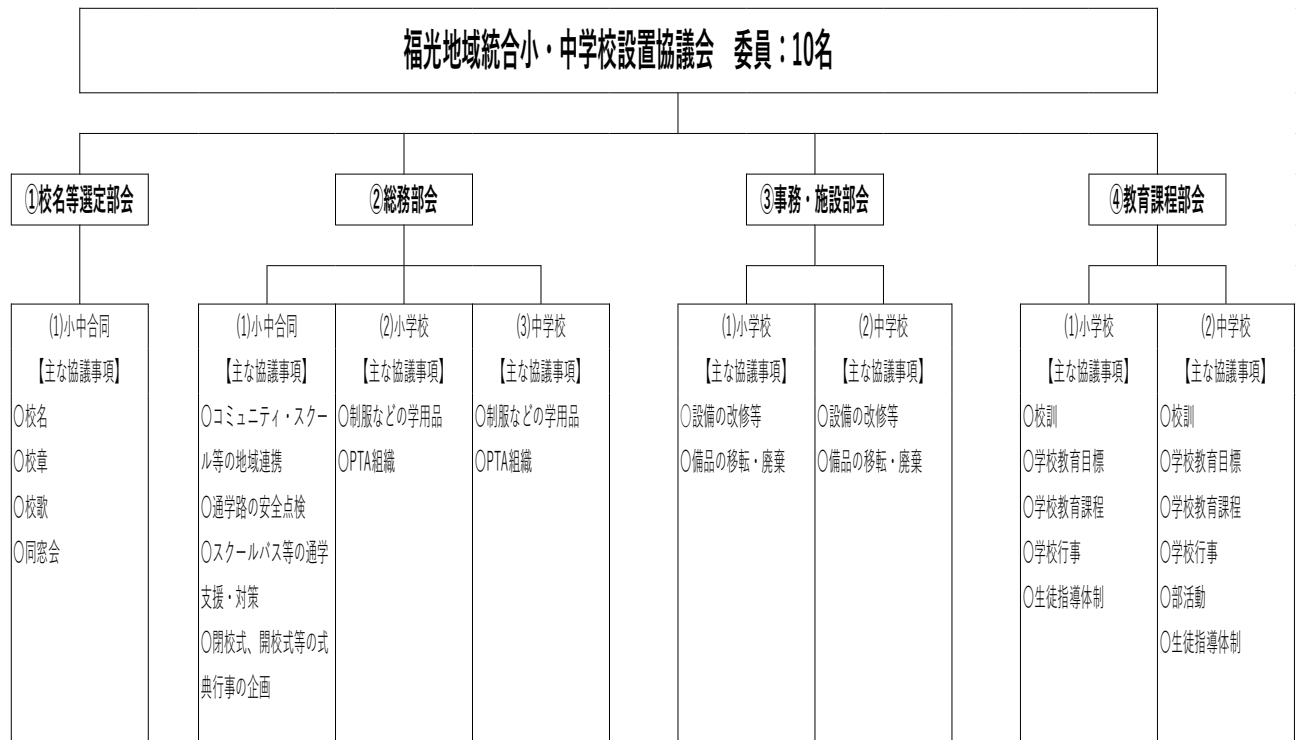
令和8年3月

委員長	齋藤 史朗	学識経験者（元富山県西部教育事務所長）
副委員長	得能 金市	福光東部小学校教育後援会 会長
委員	北島 清	福光中部小学校教育後援会 会長
	高瀬 須美夫	福光南部小学校教育後援会 副会長
	中田 健一	福光中部小学校PTA 会長
	上野 幸生	福光南部小学校育成会 会長
	渡辺 史男	福光東部小学校育友会 会長
	高田 寧	福光中学校PTA 会長
	天池 哲忠	吉江中学校PTA 会長
	嶋 潤之介	福光どんぐり保育園父母の会 副会長
	吉野 弥生	福光南部あおぞら保育園父母会 会長
	幅田 向志	福光東部かがやき保育園父母の会 会長
	幅田 智恵	福光青葉幼稚園保護者会 書記
	片岸 梨香	喜志麻保育園父母の会 会計
	戸成 博宣	福光地域地域づくり協議会 会長
	船藤 幸輔	南砺市商工会福光支部青年部
	舘 英二	福光スポーツ協会 顧問
	坂本 博昭	南砺市文化協会福光支部 事務局長
	久恵 文子	南砺市主任児童委員
	酒井 由美子	福光中部小学校 校長
	水口 賢	吉江中学校 校長
	谷村 恵子	福光どんぐり保育園 園長

「福光地域統合小・中学校設置協議会」の概要について

1 設置協議会の概要

【概要図】



2 協議事項決定までの流れ

- ① 協議会に部会を置き、各部会で調査・協議を行う。
- ② 各部会は、部会で協議する内容について、窓口の教育総務課職員に報告（相談）する。
- ③ 部会ごとに調査・協議を行った後に、協議結果を提案資料として設置協議会に諮る。
- ④ 設置協議会は各部会の提案を確認して決定の上、最終案を作成する。

【流れ】

各部会で原案作成 → 設置協議会で決定・最終案の作成 → 市教育委員会の承認
※ただし、校名のみ市議会の議決を経て決定

3 設置協議会の委員について

- ・委員数は、委員長と副委員長を含めて10人
- ・委員構成は、「地域有識者」、「福光地区小学校長代表」、「福光地区中学校長代表」、「福光中学校区PTA代表」、「吉江中学校区PTA代表」、「四者協議代表」、「各部会長（4人）」

4 各部会について

部会	協議事項	構成委員 ※カッコ内は人数
校名等 選定部会 ※全て小中 合同開催	○校名の選定に関すること。 ○校章の制定に関すること。 ○校歌の制定に関すること。 ○同窓会の組織運営に関すること。(組織編成、規約の制定、役員の選出方法、運営計画等)	○小中学校教育後援会長・教育振興会長(5) ○福光中部小学校長(1) ○吉江中学校長(1) ○小中学校 PTA 代表(5) ・教育総務課 (課長・担当)
総務部会 ※小中合同 開催・小中 別々開催	【小中合同】 ○コミュニティ・スクール等の地域連携方針の策定に関すること。 ○通学路の安全点検と対策に関すること。 ○スクールバス等の通学支援に関すること。 ○閉校式、開校式等の式典行事の企画に関すること。 ○その他総務部会に属する事項 【小中別々】 ○制服、体操服、通学かばん等の選定に関すること。 ○PTA 組織の組織運営に関すること。(組織編成、規約の制定、役員の選出方法、運営計画等)	○福光地域地域づくり協議会代表(1) ○福光地域民生委員児童委員協議会(1) ○福光東部小学校長(1) ○福光中部小学校教頭(1) ○吉江中学校教頭(1) ○小中学校 PTA 代表(5) ○保育園・幼稚園代表(5) ・教育総務課 (係長・担当)
事務・施設 部会 ※全て小中 別々開催	○施設・設備の改修等に関すること。 ○備品 (学校備品、教材備品、学校図書、文書等)の移転・廃棄に関すること。 ○その他事務部会に関する事項	○小中学校教頭(5) ○小中学校事務職員(6) ・教育総務課 (担当)
教育課程 部会 ※全て小中 別々開催	○校訓の制定に関すること。 ○学校教育目標に関すること。 ○統合前の交流事業の実施に関すること。 ○教育課程等教育内容の策定に関すること。 ○学校行事に関すること。 ○部活動及びクラブ活動に関すること。 ○生徒指導及び生徒会・児童会に関すること。 ○その他教育課程検討部会に関すること。	○福光南部小学校長(1) ○福光中学校長(1) ○小中学校教務主任(5) ○小中学校 PTA 代表(5) ○福光スポーツクラブ(1) ・教育総務課 (副参事)

※構成委員の欄における「・」印は、各部会と教育委員会の窓口

※放課後児童クラブ及び児童館は、市当局 (こども課等) で協議し、設置協議会で報告する。

			令和8年								令和9年											
			6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
		設置協議会	第1回		第2回		第3回		第4回		第5回		第6回		第7回		第8回		第9回		第10回 (最終)	
校名等選定部会	小中合同	校名		部 会	決定方法 提案・協議	部 会	決定方法 提案・協議	部会 で校名案を 絞り込む。	12月:校名案を1つに決定 →パブリックコメントを実施 (1か月程度)	議会に提出 する校名案 の決定	議会承認 決定											
		校章		部 会 協 議	制作方法 提案・協議	部 会 協 議	制作方法 提案・協議	部会 で 制作方法を 決定	制作方法 決定	依頼準備	制作方法 準備完了	制作依頼	候補案 提案・協議	部 会 協 議	候補案 提案・協議	部会 で 校章・校歌を 決定	決定	制作依頼		校章完成		
		校歌		部 会 協 議	制作方法 提案・協議	部 会 協 議	制作方法 提案・協議	部会 で 制作方法を 決定	制作方法 決定	依頼準備	制作方法 準備完了	作詞作曲 依頼	候補案 提案・協議	部 会 協 議	候補案 提案・協議	部会 で 校章・校歌を 決定	決定	校歌揮毫 依頼		校歌揮毫 完成		
		同窓会の 組織運営									運営方法の検討・素案策定		提案・協議	部会協議	提案・協議	部会協議	決定					
総務部会	小中合同	地域連携方針 (コミュニティ スクール)		コミュニティスクール等の地域連携方針の検討・素案策定							提案・協議	部会協議	提案・協議	部会協議	提案・協議	部会協議	決定					
		通学路の 安全点検		部会協議、 現地確認等	通学路・ 通学方法・安全対 策等の検討	部会協議、 現地確認等	第1回 取りまとめ	部会協議、 現地確認等	第2回 取りまとめ	部会協議、 現地確認 (降雪時 点検)等	第3回 取りまとめ		通学路安全対策工事(市) ※R9.12月以降も必要に応じて継続									
		スクールバス等 の通学支援・対 策		部会協議、 現地確認等	ルート・時 刻表等協議	部会協議、 現地確認等	ルート・時 刻表等協議	部会協議、 現地確認等	ルート・時 刻表等協議	部会協議、 現地確認等	取りまとめ	スクールバス業者との調整(市)										
		式典行事の企画								閉校記念行事の検討	取りまとめ	閉校記念行事の実施										
	小・中 別々	制服・運動服		部 会 協 議	決定方法 提案・協議	部 会 協 議	決定方法 提案・協議	部 会 協 議	業者 相談	デザイン 提案・協議	部 会 協 議	業者 相談	デザイン 提案・協議	部 会 協 議	業者 相談	デザイン 決定	業者 選考	業者 決定	業者 依頼	採寸		
		通学かばん ・ズック		部 会 協 議	決定方法 提案・協議	部 会 協 議	決定方法 提案・協議	部 会 協 議		決定方法 提案・協議	部 会 協 議		決定							校章を入れる通学かばんの場合は、 10月以降に製造		
		PTA組織の運営												運営方法の検討・素案策定	提案・協議	部会協議	提案・協議	部会協議	決定			
施設部会・ 事務部会	小中合同	学校施設の整 備、備品の移転 等		施設関係確認			学校施設 改修計画 決定	施設関係確認				吉江中学校 改修工事(市) ※施工期間はR9.4月～R10.2月を予定										
		物品移転等引越し業務調整								物品移転等引越し業務調整												
教育課程部会	小・中 別々	校訓		部 会 協 議	作成方法 提案・協議	部 会 協 議	作成方法 提案・協議	部 会 協 議	作成方法 提案・決定	部会協議	候補案 提案・協議	部会協議	候補案 提案・協議	部会協議	決定							
		学校教育目標等		部 会 協 議	提案 協議	部 会 協 議	提案 協議	部 会 協 議	決定													
		教育課程・学校 行事		情報収集、研修 素案作り							提案・協議	情報収集、研修 素案作り			提案・協議	部会協議	決定					
		生徒指導・生徒 会・児童会													部会協議	提案・協議	部会協議	提案・協議	部会協議	決定		
		部活動及びクラ ブ活動													部会協議	提案・協議	部会協議	提案・協議	部会協議	決定		
		事前交流事業の 実施	事前交流事業の実施(すでに始めています。)																			
その他		放課後児童クラ ブ・児童館等	市長部局(こども課)と調整 ※随時状況説明																			

南砺市教育委員会告示第 6 号

福光地域統合小・中学校設置協議会設置要綱を次のように定める。

令和 8 年 5 月 2 7 日

南砺市教育委員会

教育長 松 本 謙 一

福光地域統合小・中学校設置協議会設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、南砺市附属機関設置条例（令和 7 年南砺市条例第 1 号）第 2 条第 2 項の規定により設置する福光地域統合小・中学校設置協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、同条例第 3 条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 南砺市立福光中部小学校、南砺市立福光南部小学校及び南砺市立福光東部小学校を統合して設置する南砺市立小学校（以下次号において「統合小学校」という。）並びに南砺市立福光中学校及び南砺市立吉江中学校を統合して設置する南砺市立中学校（以下次号において「統合中学校」という。）の設置に必要な事項の協議に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、統合小学校及び統合中学校に関し南砺市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 10 人以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 保護者の代表者
- (2) 地域住民の代表者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 学校関係者

(5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者
(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定による委嘱又は任命の日から第2条に規定する所掌事項が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に、委員長1人及び副委員長2人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。
- 5 会議は公開とする。ただし、出席委員の過半数で決定したときは、非公開とすることができる。

(部会)

第7条 協議会に、第2条に規定する所掌事項の推進のため、部会を設置する。

- 2 部会は、委員長の指示により、所掌事項に係る資料収集、調査検討、連絡調整及び関連する業務を行うものとし、その経過及び結果を協議会に報告する。
- 3 部会は、第5条に規定する委員長及び教育委員会が必要と認める者で構成する。
- 4 部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 5 部会長及び副部会長は、部会員の互選によりこれを定める。
- 6 部会長は、部会を代表し、部会の業務を総理する。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 8 その他部会に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(招集の特例)

2 最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

(この告示の失効)

3 この告示は、第2条に規定する所掌事項について協議が終了したと教育長が認めた日限り、その効力を失う。

福光地域統合小・中学校設置協議会 委員・事務局名簿

令和8年6月25日

1. 委員 10人

No.	役職	氏名	所属	備考
1		得能 金市	地域有識者・吉江地域づくり協議会会長	
2		井口 一彦	福光東部小学校教育後援会会長・ 吉江中学校教育振興会会長	校名等選定部会長
3		戸成 博宣	福光地域地域づくり協議会会長	総務部会長
4		酒井 由美子	福光中部小学校 校長	
5		水口 賢	吉江中学校 校長	
6		森田 清仁	福光中学校区 P T A 代表	
7		高谷 和弘	吉江中学校区 P T A 代表	
8		石黒 裕子	南砺市民生委員児童委員協議会副会長・ 福光地域民生委員児童委員協議会副会長	四者協議代表
9		藤田 稔	福光中学校 教頭	事務・施設部会長
10		松井 昌美	福光南部小学校 校長	教育課程部会長

2. 事務局

所属等	氏名
教育長	松本 謙一
教育部長	氏家 智伸
教育部次長・教育総務課長	片田 健一
教育総務課 副参事	金谷 諭
教育総務課 副主幹	北島 一朗
教育総務課 副主幹・学務係長	青能 順子
教育総務課 主任	井上 健

校名案の選定手順について（案）

【進め方の案】 実線の枠…設置協議会 破線の枠…部会

●手順 1 部会で以下の 3 点を協議

①校名案の選定基準 ②校名案の応募対象者 ③校名案の応募フォーム



●手順 2 上記 3 点の部会での協議結果を、設置協議会に諮り、決定



●手順 3 部会で具体的な方法を確認し、校名案を募集する。

※校名案を決定するための協議の参考資料とするものであり、一番提案が多かった校名にするものではないことを、募集時に申し添える。（応募数の多少は、校名案の選定に影響しない。）



●手順 4 応募があった校名案を集計の上、部会で数点に絞る。



●手順 5 最終候補案について設置協議会で協議の上、1 つの校名案を決定する。